

「税を考える週間」講習会 < 女性部「秋の研修会」も兼ねています >

- 日時 : 11月14日(火) 受付開始 13:30~
- 内容 : ① 始まった消費税インボイス制度の注意点 14:00~14:45
令和5年分 所得税の確定申告について
講師 : 西福岡税務署 個人課税第一部門 瀬戸口統括官
- ② 講話『査察の概要』 15:10~15:55
講師 : 西福岡税務署 平野 裕司 署長
- ③ 個別相談会 上記②が終了次第行ないます 16:00~
対応 : 西福岡税務署と西福岡青色申告会の職員がします
- 会場 : 伊都文化会館 二階 大会議室 (正面玄関入って左の事務室の先)
- 参加費 : 無料 申込締切 : 11月10日(金) TEL 092-322-2595
- 共催 : 西福岡税務署

月例無料相談会 (予約制ですので事前にご連絡下さい) 西福岡青色申告会館 2階にて

- < 税務 > 福田 義晴・高木 聖治・平田 宏幸 税理士 14:00~15:30頃迄
11月29日(水)・12月25日(月)・1月30日(火)
- < 法律 > 安田弁護士(11月) 森弁護士(12月) 13:30~
11月09日(木)・12月15日(金)・1月は未定です

冬期賞与を払ったら、たとえ1万でも社会保険料等をきちんと差し引いて下さい

- ① 社会保険料 (A)40歳到達月~65歳未満の人は15.240%
(B)40歳未到達月の人は又は65歳以上の人は14.330% (70歳以上別計算)
- Aの例) 220,350円支給 → 220,000円(1,000円未満切捨て)×15.240%=33,528円
- ② 雇用保険料は(C)『一般の事業 0.6%』(D)『建設・農林水産の事業 0.7%』
- Cの例) 220,350円支給 → 220,350円(切捨て無し)×0.6%=1,322円
- ③ 源泉徴収税は 220,350-(33,528+1,322)=185,500円 これに税額表P15の率を当てはめて計算。
税額表P15の【以上未満】の欄は賞与支給月の前月の給与の額(社会保険料等引き)で見ます
例) 前月の社会保険料+雇用保険料引きの給与が 79千円以上 252千円未満に該当し
扶養家族0人ならば左の率は4.084%ですので 185,500円×4.084%=7,575円になります。
よって受給者手取額は 220,350円-(33,528+1,322+7,575)=177,925円

事業主・共同経営者(専従者)・会社役員のための退職金積立「企業共済」

月額500円の掛金増額キャンペーン中です・新規加入は1,000円/月から出来ます!